

[事案 27-57] 保険料払込期月変更請求

・平成 27 年 12 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

年払保険料の支払月を毎年 10 月として申込みをしたことなどを理由に、毎年 11 月の支払月の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 11 月に契約した終身保険について、募集人に対し、以前に契約している保険と同じ商品に加入したい旨を伝え、保険料の支払月および支払方法についても、上記契約と同じにすることを再三確認したうえで申込みをしたので、クレジットカードによる年払保険料の支払月を 11 月から 10 月に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料の支払月は約款によって定まるものであり、約款と異なる取扱いはできない。
- (2) 募集人は、初回保険料を 10 月に支払いたいとの申立人の要望を受けて申込手続を 9 月から 10 月にずらしており、約款にもとづき 2 回目以降の年払保険料の支払月が 11 月になったことに落ち度はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の保険料の支払月に関する説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約上、クレジットカードによる年払保険料の支払いは少なくとも 11 月以降となり、また 2 回目以降の年払保険料の支払月に関して募集人が誤った説明をしたとは認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、事情聴取において、申立人が 10 月のクレジットカード払いを希望していることを認識していながら、2 回目以降の年払保険料の支払月が 11 月になることを申立人に説明していないこと、契約者とクレジットカード会社との契約内容等によってクレジットカードの支払いは必ずしも保険契約の約款上の支払月等で支払いがなされるものではないこと等の説明もしなかったと述べている。
- (2) そして、これによって、申立人が、2 回目以降の保険料の支払いも毎年 10 月になると誤解した可能性も否定できない。